

平成 28 年度 第 1 回 見附市国民健康保険運営協議会 会議録(要旨)

1. 日 時 平成 28 年 5 月 23 日 (月) 午後 1 時 30 分開始
2. 場 所 見附市保健福祉センター 2 F 会議室
3. 会議録署名委員の指名 1 号委員 高井委員
4. 審議事項
 - ① 平成 28 年度 国民健康保険税率の改正について
5. 出 席 者

1 号委員	高井委員、河村委員、小林委員
2 号委員	田崎委員、小林委員、速水委員、金安委員
3 号委員	岡村委員、高橋委員
4 号委員	田中委員、長井委員
見 附 市	細川課長、若杉係長、早川係長、近藤主事補
6. 欠 席 者 長谷川委員、倉本委員、今野委員、小柳委員
7. 散会時間 午後 2 時 25 分
8. 会議概要

以下のとおり

岡村会長	只今より、平成 28 年度第 1 回見附市国民健康保険運営協議会を開催いたします。はじめに健康福祉課長よりご挨拶をいただきます。
細川課長	本日はお忙しい中、第 1 回見附市国民健康保険運営協議会にご出席いただき誠にありがとうございます 日頃より、見附市の保健事業にご理解ご協力を賜っていますことをこの場をお借りして厚くお礼申し上げます ご存知のとおり平成 25 年度に国ではプログラム法を制定し、持続可能な保険制度を作り上げることで進められ、平成 30 年度に県が財政運営の責任主体となることになっています。 その具体的な内容につきましては、現在、県が中心となりまして、市町村にアンケート等を実施しその運営方針を定めようとしているところです。 見附市においては平成 25 年度に 7 年ぶりに国民健康保険税率の改正を行っております。平成 25 年度の改正から 2 年間据え置いてまいりましたが、前回の会議でもご報告したとおり平成 27 年度は赤字が予想されということで、平成 28 年度の改正をお願いするものです。 幸い前回お示しした赤字額よりも少なく、決算の見込みは出ていますが、いずれにしても安定した国保運営を行うために保険税率の引き上げが必要という状況でございます。 審議事項は 1 点でございますが、皆様方のご審議をお願いいたします。
岡村会長	ありがとうございました。 本協議会は「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、傍聴希望者が

	いる場合、傍聴を認めております。本日の会議の傍聴希望者はありませんでしたのでご報告します。 それでは、会議に先立ちまして、委員の交代がありましたので事務局から紹介してもらいます。
若杉係長	健康福祉課国保医療係の若杉でございます。よろしくお願いします。 委員名簿をご覧ください。異動に伴う委員の交代としまして、2号委員、前任の山谷 春喜 様に代わりまして、小林 欣也 様に、3号委員、前任の平井 富基夫 様に代わりまして、高橋 昭 様に、4号委員、前任の五十嵐 和久 様に代わりまして、田中 周子 様に新たに就任をいただいておりますので、ご紹介申し上げます。
岡村会長	それでは、ここで会議成立のご報告をいたします。 本日の会議は都合により1号委員の長谷川委員、3号委員の倉本委員、今野委員、4号委員の小柳委員が欠席されておりますが、国保運営協議会の委員15名中、11名の出席で、半数以上の出席を得ておりますので、本協議会規則第3条により会議が成立しておりますことをご報告いたします。 次に、会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員には、1号委員の高井委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 それでは次第「3の審議」に入ります。平成28年度の国民健康保険税率の改正について事務局に説明を求めます。
若杉係長	本日の会議は、先日、お送りした資料をもとに説明させていただきます。 それでは審議事項①平成28年度 国民健康保険税率の改正について」説明いたします。資料1をご覧ください。 はじめに、税率改正の背景とその理由についてです。 見附市の国民健康保険は、平成25年度の税率改正後2年間は税率を据え置いて運営してまいりました。 しかしながら、財政状況の悪化から平成27年度の決算は赤字が見込まれ、さらには、1人あたり医療費は増加傾向にあることから平成28年度以降の決算赤字額は増加が予想されます。 こうしたことから、今後も安定して国民健康保険を運営するため、平成28年度において国民健康保険税率の改正を行うものです。 なお、平成29年度においても、平成28年度の収支状況や平成30年度からの国民健康保険の広域化に係る国県の動きを踏まえ、必要に応じ、税率改正を検討することとします。 次に、1の決算の状況についてです。 平成27年度の決算状況につきましては、前回2月の運営協議会において、赤字は避けられない状況にあることを説明いたしました。 5月31日で最終的な平成27年度決算が固まることとなりますが、表中の④の歳入歳出差引にあるとおり、現時点で867千円の赤字が見込まれます。 したがって、表の下※印で記載している『繰上充用』を行うこととなります。これは、平成28年度の歳入を繰り上げて27年度の不足分に充てるものです。これに伴い、平成28年度の③欄に『前年度繰上充用金』として867千円を計上しています。 また、現行税率で平成28年度の決算を推計すると、④の歳入歳出差引にあるとおり約4千万円の赤字が見込まれます。

平成 28 年度の財政状況については、のちほど、詳しく説明いたしますが、平成 28 年度においては、平成 27 年度の赤字補填と平成 28 年度の赤字回避のため、税率の改正を行う必要があります。

次に、税率を算定するにあたっての基礎データについて説明します。

2 の基礎データの推計をご覧ください。

加入世帯数及び被保険者数については、過去 5 年の実績数値から前年度比を計算し、その比率から推計しました。減少傾向が続いていますので、平成 28 年度の世帯数については 5,289 世帯、被保険者数については 8,801 人と見込みました。

保険給付費については、過去 5 年間の保険給付費を被保険者数で割り、各年度の 1 人当たりの額を算出した後、その伸率から平成 28 年度の保険給付費を推計しました。その際、平成 28 年度は診療報酬改定の年で、改定率はマイナス 1.03% ですのでこれを考慮しました。

その結果、平成 28 年度の 1 人当たり保険給付費は、299,775 円でそのうち医療給付費は 297,885 円と見込みました。また、現年度課税分の収納率については、過去 5 年の収納率から 96.0% と見込みました。

次に 3 の税率改正に当たり考慮すべき事項についてです。

応能割と応益割の割合については、国が標準的な割合を示していますので、表に示した標準割合を基本とします。また、前回の運営協議会でも説明したとおり、法改正により 課税限度額が引上げられ、加えて、低所得者に係る保険税の軽減措置が拡充されましたので、これらも考慮します。

次に 4 の国民健康保険税の必要額と不足額について説明します。

税率の算定に当たっては、一般的に国民健康保険の事業に要する費用から国・県などからの収入金を差し引いた額を一定条件のもと被保険者に按分することで、税率を試算する方式がとられています。このため、ここでは、算定に必要な各種数値を推計します。

まず、(1) の国民健康保険事業に要する費用についてです。1 の保険給付費は、1 人当たりの給付費額に被保険者数を乗じて計算しました。2 の後期高齢者支援金等、3 の前期高齢者納付金等、4 の介護納付金については、診療報酬支払基金から納付額が示されており、1 年間の納付額はすでに確定しています。

また、8 の前年度繰上充用金は、先ほど決算の状況で説明したとおり平成 27 年度の赤字補填に充てるための費用として計上しています。それ以外の費用については、過去の実績から推計しました。

なお、7 のその他事業費については、事務費、人件費については一般会計からの繰入がありますので、除外しています。

次に (2) の国保税以外の収入額についてです。

3 の前期高齢者交付金については、診療報酬支払基金から交付額が示されており、1 年間の交付額はすでに確定しています。それ以外の費用については、過去の実績から推計しました。なお、6 の一般会計繰入金については、事務費と人件費を除外しています。

次に (3) の国保税収入必要額についてです。

ここでは、(1) の国民健康保険事業に要する費用から (2) の国保税以外の収入見込額 を差し引くことで、国保税として収入すべき額を計算しています。推計では、約 7 億円の国保税が必要となります。

次に (4) の賦課総額についてです。

(3) の国保税収入必要額は、実際に納付されるであろうと見込まれる金額ですが、収納率 100% で見込むのは、現実的ではありません。

このため、(3)の国保税収入必要額を予定収納率(96.0%)で割り返して、実際に課税する国保税の額を算出します。これが、賦課総額で、言い換えれば、100%収納できた場合の税額となります。

(5)の現行税率による賦課総額は、27年度の税率のまま、28年度も課税したと仮定した場合の賦課総額で、平成27年度3月時点の調定額から、被保険者数の減少率をもとに推計しました。

次に(6)の国保税賦課総額の不足額についてです。

(5)の現行税率による賦課総額から(4)の賦課総額を差し引くことで、平成28年度において不足する国保税の額が明らかになります。推計では、40,848千円の不足で、1人当たり4,641円となります。

次に5の改正税率の設定についてです。

今ほど、申し上げたとおり約4千万円が不足することから、この不足額を補うための税率改正が必要となります。

ここの表では、改正税率の引き上げ幅と合わせて改正による増加額も記載していますが、増加額の試算に当たっては、国の制度改正に伴う課税限度額の引き上げも考慮して計算しています。

まず、医療分については、所得割は0.6%、均等割は400円、平等割は100円の引き上げで、22,958千円の増加が見込まれます。

後期高齢者支援金分については、所得割は0.3%、均等割は500円、平等割は100円の引き上げで、14,024千円の増加が見込まれます。

介護納付金分については、所得割は0.2%、均等割は600円の引き上げで、3,866千円の増加が見込まれます。

合計で、40,848千円の増額となりますので、これで、国保税の不足額を補うことができます。

次に6の改正税率による増加額と改定率についてです。

改正後の税率で試算した1人あたり国保税額を平成27年度・本算定時の1人あたり国保税額と比較すると1人あたり4,734円の増額で5.2%の引き上げ率となります。

1世帯当たりでは、7,625円の増額で5.3%の引き上げ率となります。

また、税率改正に伴うモデル世帯の影響額は資料2のとおりです。世帯の所得額を4段階に分け、世帯の人数は、1人から4人に分け、段階ごとに試算しています。2割・5割・7割軽減とある四角の囲みは、低所得者に対する税の軽減措置の適用状況を示しています。

次に7の県内20市との比較についてです。資料3をご覧ください。

平成27年度・本算定時の1人あたり国保税額を県内20市の中で見ると、見附市は低い方から2番目でした。

改正後の税率で試算した見附市の1人あたり国保税額を他市の平成27年度・本算定時の1人あたり国保税額と比較すると、低い方から8番目と推定されます。

なお、20市中、見附市の他6市が平成28年度の税率改正を予定していますので、他市の改正状況によっては、低い方へ順位が変動する可能性もあります。

あわせて、資料4をご覧ください。

これは、県内20市の被保険者の所得の状況を示したものです。平成26年度のデータとなりますが、見附市の被保険者の所得は低い方から9番目でした。改正に当たっては、所得の状況も考慮し、20市中、中位を目安に税率を試算しました。

8の前回(平成25年度)の改正状況についてです。

	前回、平成 25 年度の改正時は、今よりも財政的に厳しい状況に置かれていたもので、表に示したとおり非常に高い改定率で被保険者の皆様には多くの負担をお願いした経緯がありましたが、今回の改定率は、前回と比べて 4 分の 1 ほどの引き上げ幅となっています。 今後のスケジュールについてですが、6 月の市議会に国民健康保険税条例の改正案を上程し、そこで審議され、決定されます。また、改正後の税率は 7 月の本算定から適用することとし、4 月から 6 月までの仮算定分も含めて 1 年間分の税額を再計算することとなります。 以上で説明を終わります。
岡村会長	ただいまの事務局提示案に対しご質問、ご意見のある方はお願いします
田崎委員	平成 30 年度からの広域化に伴い、保険者が市から県へ移るということは、この会議は平成 29 年度で最後になるのか。平成 30 年度からは県の会議のみとなるのか。
若杉係長	県も保険者になるし、各市町村も保険者となります。運営協議会は県にも運設置されますが、各市町村の運営協議会もそのまま残ることになります。
田崎委員	そうすると、保険審査は県が行うのか、それとも県と市の両方で行い厳しい方が採用されるのか。
若杉係長	申し訳ありません。それに関しては、まだ、把握しておりません。
田崎委員	平成 29 年度の決算で赤字、黒字だった場合は、その過不足額は平成 30 年度にはどうなるのか。
細川課長	市町村の赤字、黒字がどのようになるかということだと思いますが、財政運営を県が主体的に行い、そこで決められた納付金の額が示されることとなりますが、その集め方については市町村が決定することになります。 赤字の場合、各市町村で基金があれば、基金を取り崩して納めることで対応することになりますし、法定外繰入を行っているところは、法定外繰入で対応することもできます。対応については、各市に任されることになり、基本的に赤字が出れば、そのまま残るので、改善しなければならないというイメージです。
田崎委員	健康運動教室に参加し、健康状態を高めていくと医療費が少なくなると前から言われています。 健康運動教室には市費も出ていますが、それと見合わせて、ここに寄与していると評価しているのか、あるいはあまり効果がなかったと見ているのか。今までは効果がなかったが、これから寄与することになるのか、どんな見方をされているのか。
細川課長	医療費は、医療環境などいろいろな面が関わっており、一概にここを頑張っているからすぐに効果出るというものではありません。 国保全体の数値としては出ていませんが、運動教室に参加したり、歩いたりすることによって、医療費が抑えられている（運動教室：H15～H19 のデータから 1 人当たり約 10 万円／年の抑制効果あり）と考えています。

	高い効果が表れているのは介護認定率で、20 市中よい方から 2 番目となっています。
田崎委員	今、負担率は下から 2 番目で、改正すると 8 番目となり、他の市町村が改正すれば、もう少し下がるということですが、平成 30 年になると、県が示す税率は高い方に合わせることになるのか。大きい市が高ければ、全体に上がることになります。どのように予想されているのか
細川課長	単純に平均すれば、大きい市町村が高ければ、上がることになります。 各市町村の納付金を県が算定することになりますが、県の算定の仕方について県が市町村の意見を聴いて検討するとしています。 いずれにしても、低い方から 2 番目という水準で行けるかといったらなかなか厳しいと思います。平均化すれば、上がってしまうと予想されます。
小林欣也委員	新潟市と見附市では所得に差があるが、同じように何%と決められたら、相当、厳しいことになるのではないかと。
細川課長	決め方について、医療費の額や所得の状況など、どれくらい考慮するかということを、市町村の意見を聴いて県が取りまとめます。 例えば、小さい県だと、あまり差がないので、県全体で一律にするという話も聞こえてきますが、新潟県は長く、面積も大きく、医療環境や所得に違いがあるため、個々の市町村の違いをどれくらい考慮するか検討することになります。
小林欣也委員	運動教室を一生懸命やっているから考慮するとかいうこともあるのか。
細川課長	頑張っている市町村について、平成 30 年からの県の考慮は、県から示される納付金等の部分で評価するのか、インセンティブとして、今も制度としてある調整交付金のようにするのかは、これから検討されることになると思います。
小林欣也委員	納付金は、いつ頃決まるのか。
細川課長	県は早めに提示するとしており、来年度のはじめ頃には示されるのではないかと思います。 そのへんのスケジュール感はなるべく早くといっているが、各市町村でメリット、デメリットがあるので、提示されてすぐに決まるということにはならないと思います。
田崎委員	赤字の市町村へ黒字の市町村から補填する、そのために広域化を進めるのだという趣旨の説明を聞いていますが、非常に黒字だという市町村はあるのか。そうしたことができればなんのための広域化なのか。広域化のメリットは 3 つくらい挙げるとすると何か。
細川課長	財政規模が小さい市町村は、例えば、高額医療者が多い少ないで医療費の増減幅が大きくなりますが、県が財政運営を担えば、凸凹が少なくなります。 また、県の方で基金を積み立てるため、基金で補填するという対応もできます。ただ、当初から赤字が予想されていたにも関わらず、何もしないで県の基金から補填するということではできません。 何らかの特別な事情で、当初予想していたよりも赤字になった場合は、基金を活用できることもメリットの一つです。 メリットについていろいろ議論がある中で、現段階では、県と市で一緒に運

	営していくというスタイルで市町村に事務が残るため、メリットが少ない状況です。
田崎委員	今、話にあった高額医療の費用は、交付されるのか、それとも貸付なのか
細川課長	高額医療が増え、予測のできない赤字となったときは、基金を使って対応することになりますが、今までも高額医療の人が多く恒常的に高額医療が多く変化がない場合は、県の基金は活用できません。もともと高いようなところは、納付金を最初から高めに設定することになります。 基金の活用については、交付のケースと貸付のケースがあります。いずれにしても、各市町村の情報を集めて、これから具体的に詰めていくという状況です。
岡村会長	他に市の提案に対しご質問などはありませんか。
河村委員	税額が上がるのは仕方ないと思うが、納得できる公平性をもったものにしてもらいたい。 前回 2 月の運営協議会の資料で所得が 33 万円以下の世帯が全体の 36.19%とあるが、この数字は高すぎるのではないかと感じます。 国保加入者には、いろいろな業種の人がありますが、我々年金所得者は、そっくり所得とみなされる訳ですので、所得割を公平にしてもらわないといけないと思います。平均だけを見て、見附は真ん中だからいいということではなく、自分にあてはめたらどうなるのかと考えたときに公平性は感じられません。 見附市はこれまで低かったということですが、県に移行されれば、徐々に上がっていくのではないかと思います。 退職後のサラリーマン世帯には、負担が大きすぎると感じるので意見として言わせていただきました。
若杉係長	収入ではなく、収入から必要経費を除いた所得で 33 万円以下ということです。純粋な収入が 33 万円以下ということではありません。
河村委員	税務課の業務になると思うが、所得の申告が正しくなされるよう厳格に対応してもらいたい。公平性がなければ、市民は納得しないと思います。 また、資料 4 の他市の所得の状況を見るとその額に大きな開きがあるが、その理由は何か。
細川課長	この数値は市町村全体の所得ではなく、国保加入者の所得です。一次産業が活発なところは加入者の所得は高い傾向にあります。
河村委員	どうしても納められない人はしかたがないと思う。ここで言うのもどうかと思うが、滞納者の対応をしっかりとやらないと納めている人は納得できないと感じます。
細川課長	国保の場合、所得の捕捉について様々な意見がありますが、すべての人がきちんと申告しているというあるべき姿を前提にしないと、議論が進みません。 市も納められる人は納めてもらうように対応しています。理解をお願いします。
岡村会長	いろいろとご意見をいただきましたが、他にございせんか。他にご意見がなければ、採決するというところでよろしいでしょうか。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

若杉係長 岡村会長	(全員挙手) それでは、原案のとおり答申することといたします。 次に「4 その他」として、事務局のほうで何かあればお願いします。 次回の協議会の予定ですが、例年どおり前年度決算の報告のため、8月下旬頃に開催を考えております。よろしくお願いいたします。 他に何かございませんでしょうか。 他にはないようですので、本日の会議をこれで終了します。 ご苦労さまでした。 終了 14 時 25 分
-------------------------	---

見附市国民健康保険運営協議会 会長

署名

見附市国民健康保険運営協議会 会議録署名委員

署名